

《年度別保育所(園)・こども園(2号、3号)・小規模保育施設における入所待機児童数》

年度	令和2年4月1日		令和3年4月1日		令和4年4月1日	
定員数	3,925		3,865		3,865	
入所児童数	3,069		3,195		3,151	
待機児童数	89		46		36	
待機児童数の種別	国の定義	私的待機	国の定義	私的待機	国の定義	私的待機
0歳	0	12	0	11	0	9
1歳	0	49	0	19	0	14
2歳	0	23	0	16	0	11
3歳	0	4	0	0	0	1
4歳以上	0	1	0	0	0	1
合計	0	89	0	46	0	36

《待機児童とは》 保育を必要とする要件に該当し、入所申込みをしているが、保育所(園)へ入所できていない児童のこと。

《国の定義とは》 待機児童のうち、私的待機や転所希望を出している児童を除いた児童のこと。

《私的待機とは》 待機児童のうち、特定の保育所(園)を希望しているために入所できていない児童のこと。

《求職活動中とは》 平成27年度より親が「求職活動中」の児童も保育を必要とする要件に該当することとなったため、入所できていない児童は待機児童数に含まれる。

《国の定義の改正とは》

- ①保護者が求職中の場合は、調査日時点において求職活動を行っておらず、保育の必要性が認められない場合を除き、カウントする。
- ②育休終了後の職場復帰を予定していたが、児童の預け先がなく、調査日時点において結果として育休を延長した場合は、保護者に復職の意思があることを確認してカウントする。
- ③保護者の意向を確認し、他に利用可能な保育所等の情報提供を行うことが出来ない場合、また特定の保育所等を希望した場合は、特別な支援が必要な子どもの受入れ態勢が整っていないなど、やむを得ない理由がある場合はカウントする。

※本市においては平成30年度から適用。

※本島含む